

佐野市告示第69号

佐野市資格試験等受験料補助金交付要綱を次のように定めます。

令和4年3月30日

佐野市長 金子 裕

佐野市資格試験等受験料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大学等の学生又は生徒（以下「学生等」という。）の能力の向上を図り、もって就業機会の拡大に資することを目的として、資格試験等の受験に要する費用に対し、市が予算の範囲内で交付する佐野市資格試験等受験料補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）、高等学校、中等教育学校、大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校その他これらに類する学校をいう。

2 この告示において「資格試験等」とは、資格試験（資格を取得する際に必要となる試験をいう。）、技能検定等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 申請に係る資格試験等を受験した時点において市の住民基本台帳に登録されている学生等であること。

(2) 市税（佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）又は佐野市国民健康保険税条例（平成17年佐野市条例第65号）の規定により課された全ての市税をいう。以下同じ。）に滞納がないこと。

(補助対象となる資格試験等)

第4条 補助金の交付の対象となる資格試験等（以下「補助対象資格試験等」という。）は、市長が別に定める資格試験等であって、令和4年1月1日以

降に受験したものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象資格試験等に係る受験料とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の制度等により既に補助を受け、又は補助を受ける見込みがある補助対象資格試験等に係る受験料については、この告示による補助金の補助対象経費としないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象資格試験等に係る受験料に相当する額とする。

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象資格試験等を受験した日から起算して1年以内に資格試験等受験料補助金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 受験した補助対象資格試験等に係る受験票の写し
- (2) 受験した補助対象資格試験等の受験料の額が確認できる書類の写し
- (3) 受験した補助対象資格試験等の結果が分かる書類の写し
- (4) 大学等に在学していることを証する書類(中学校又は義務教育学校の後期課程に通学する者を除く。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは資格試験等受験料補助金交付決定通知書により、補助金を交付しないことと決定したときは資格試験等受験料補助金交付申請棄却通知書により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに、当該決定を受けた者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

2 同一の補助対象資格試験等の受験に対する補助金の交付は、一年度につき1回とし、当該補助対象資格試験等に係る最初に補助金の交付を受けた

日の属する年度から起算して5年度の間において3回を限度とする。

3 前項の補助対象資格試験等に1級、2級等の区分があるときは、当該区分ごとに同一の補助対象資格試験等とする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があると認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 前項の規定により補助金の全部又は一部を返還させることとしたときは、市長は、資格試験等受験料補助金返還通知書によりその旨を当該補助金の交付の決定を取り消された者に通知する。

(書類の様式)

第12条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。